

追分陽光苑敬老会



表紙 社会福祉法人追分あけぼの会主催  
平成 25 年度追分陽光苑敬老会  
(9月22日)

特集 まちづくり基本条例ってなに？ 2～3頁

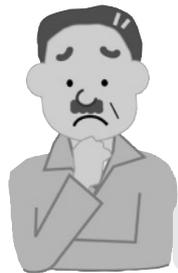
—目次—

まちづくり基本条例(案)・関連する条例(案) へのパブリックコメントを募集します	4頁	あびら回顧録(昭和46年10月編)	18頁
役場職員の給与実態	6頁	こんにちは 保健師です⑤	19頁
安平町財政健全化比率・資金不足比率 を公表します	10頁	お知らせ	20頁
平和大使 広島平和記念式典へ	12頁	休日当番病院・慶弔録	30頁
ひと月のアルバム	14頁	元気に大きくな～れ!	32頁



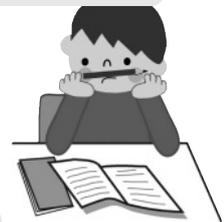
# まちづくり基本条例 ってなんだろう？

の笑顔  
と活力



おじいちゃん、おばあちゃん、  
まちづくり基本条例ってなあに？？

ん？難しい言葉だなあ



まちづくりってどんなこと  
するのかしらね？



すごいことを勉強してるんだな！  
わかりやすくいうと、僕たちが暮らしやす  
いまちにするための「きまり」をみんなで  
決めて、みんなが守るルールにするんだよ。



まちづくり基本条例っていうのは、自分  
たちのまちのことを自分たちで決めて、  
考えて実行していくための基本的なき  
まりのことね！

『まちづくり基本条例』とは、  
まちづくりを進めていくうえで  
誰がどんな役割を担い、どのよ  
うな方法で決めていくのかを文  
章にしたもので、自治体におけ  
る最高規範に位置付けられる、  
いわば“自治体の憲法”です。

地方分権が進み、「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」というように、地方自治体の自立が求められるようになりました。現在、全国252市町村で制定されています。

安平町においても、どのようにまちづくりを進めていくのかをはっきりさせるためにも、町民の皆さんと行政との情報共有や町政方針を決定するまでの「町民参加」と「協働のルール」などを『条例』という目に見えるかたちで決める必要があると考えました。

これまで、制定に向けて専門部会での協議や「まちづくりフォーラム」の開催、そして「まちづくり委員会」を設置し、町民の皆さんとともにつくりあげる取り組みを行ってきました。

まちづくり基本条例は、制定することが目的ではなく、役割分担のもと町民の皆さんが参加するまちづくりを行うことが目的です。

## 『まちづくり基本条例』で定めているものは？

まちづくり基本条例には、町民と行政の役割・責務・権利がそれぞれ明記されていて、多くの町民の皆さんが関わることで、行政主体ではなく、町民の皆さんと協働でまちづくりが進められるように、次の内容でまとめられています。



- ・ 情報公開や行政の説明責任
- ・ 町民参画の権利と責任、住民投票制度
- ・ 町民と行政との協働や連携
- ・ 総合計画の策定や行財政運営
- ・ 町民・町長・職員の責務
- ・ まちづくりを推進するために必要な審議機関の設置

など

わたしたちのような老夫婦にも暮らしやすいまちになるといいわね。



みんなが協力して何かをするときは、ルールが必要だもんね。勉強会でも開こうか。



これまでも住民参加のまちづくりを目指して取り組んできましたが、まちづくり基本条例を定めることによって、町民の皆さんが主体となって積極的に行政に参加するとともに、「町民一人ひとりが夢を育むまち」、「明るく笑顔が広がる安全安心なまち」、「すべての福祉のために支え合うまち」、「生涯学習を推進し人権を尊重するまち」、「文化を育み心豊かに暮らすまち」、「のどかな住環境を未来の子どもに引き継ぐまち」を目指しています。

次のページでは、安平町まちづくり基本条例（案）に関する意見の再募集と関連する条例の意見募集についてお知らせをしていますので、ぜひ、皆さんのお声を聞かせてください。

## 安平町まちづくり基本条例(案)

### に関する意見の再募集

### 関連条例(案)

- ◆安平町町民参画推進条例(案)
- ◆安平町町民自治推進委員会条例(案)
- ◆安平町住民投票条例(案)
- ◆安平町議会基本条例(案)

### に関する意見の募集

安平町では、まちづくりの憲法と言われる「安平町まちづくり基本条例」の策定をまちづくり委員会との協働で行い、町民の皆様にご意見を反映するため、1月から2月にかけてパブリックコメント手続を実施しましたが、いただきましたご意見も参考にしながら法制上の基本原則の観点などから条例案に修正を加えさせていただきましたので、5ページのとおり再度町民の皆様のご意見を募集します。お気づきの点やご意見をお寄せください。なお、前回のパブリックコメントの意見とそれに係る町の対応につきましては、下記に概要を掲載しています。

また、まちづくり基本条例に関連する条例案（安平町町民参画推進条例案・安平町町民自治推進委員会条例案・安平町住民投票条例案・安平町議会基本条例案）につきましても、併せてご意見を募集いたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

### 問 合 せ

【安平町まちづくり基本条例(案)・安平町住民投票条例(案)に関するお問い合わせ】

安平町総務課総務グループ (☎22 2511 / FAX22 2026 / メール bunken@town.abira.lg.jp)

【安平町町民参画推進条例(案)・安平町町民自治推進委員会条例(案)に関するお問い合わせ】

安平町企画財政課企画グループ (☎22 2751 / FAX22 2026 / メール kikaku@town.abira.lg.jp)

【安平町議会基本条例(案)に関するお問い合わせ】

安平町議会事務局 (☎25 2411 / FAX25 3203 / メール gikai-soumu@town.abira.lg.jp)

1月に実施したパブリックコメントに寄せられた意見と回答(概要版)

1名の方から14件のご意見がありましたので、主なご意見のみ掲載させていただきます。

この他につきましては、総務課及び健康福祉課住民サービスグループで配布している資料、または町ホームページを参照してください。

#### 【主なご意見】

安平町まちづくり基本条例とは、基本条例本体と関連諸条例で構成する「総合型まちづくり基本条例」という考え方で行くべきと考えます。

基本条例本体では、理念、原則、仕組み、作動条件などの基本的な事項を記すにとどめ、それを踏まえて別に関連条例を制定し、そこで具体的な内容を条文化していくべきと考えます。制定する関連条例は、総合計画条例、財務規律条例、町民参加条例、町民投票条例、政策評価条例、競走入札条

## ▶ 実施要領 ◀

### ○意見を募集しようとする資料

- (1)安平町まちづくり基本条例（案）
- (2)安平町町民参画推進条例（案）
- (3)安平町町民自治推進委員会条例（案）
- (4)安平町住民投票条例（案）
- (5)安平町議会基本条例（案）

### ○意見の提出方法及び場所

#### (1)～(4)の場合

- ①備付及び任意書面の場合：総務課総務グループ（早来庁舎）、健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）まで提出してください。  
（郵送：〒059 - 1595 安平町早来大町 95 安平町役場総務課総務グループ）
- ②ファクシミリの場合：提案書を総務課（FAX② 2026）まで送信してください。
- ③電子メールの場合：提案書を添付またはメール本文等により総務課へ送信してください。  
（送信先 bunken@town.abira.lg.jp）

#### (5)の場合

- ①備付及び任意書面の場合：町議会事務局（追分庁舎）、住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）まで提出してください。  
（郵送：〒059 - 1911 安平町追分本町 6 丁目 54 安平町議会事務局）
- ②ファクシミリの場合：提案書を安平町議会事務局（FAX⑤ 3203）まで送信してください。
- ③電子メールの場合：提案書を添付またはメール本文等により町議会事務局へ送信してください。  
（送信先 gikai-soumu@town.abira.lg.jp）

### ○共通事項

町ホームページの場合：「パブリックコメント」を開いて、その要領にてご意見をお寄せください。

※正確な意見内容を把握したいため、お電話でのご意見は受付しませんのでご了承ください。

### ○意見募集期間

10月7日（月）～11月6日（水）

### ○提案対象者

町内に住所を有する高校生以上の方

### ○意見集約による公表及び意見に対する応答

- ①集約した皆様のご意見と町の考え方等を、町ホームページで公表します。
- ②総務課、企画財政課、健康福祉課住民サービスグループにおいて、上記と同様に公表します。  
（安平町議会基本条例については、町議会事務局及び住民生活課住民サービスグループ）

※必要に応じて、ご提案いただいた町民の皆様個人に対して原則書面において応答並びに町の考え方等をご説明します。

### ○その他

ご提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、お名前・ご住所・ご連絡先を必ずご記入ください。

※左記の資料は、町ホームページに意見募集記事とともに掲載しています。また、資料及び提案書等は総務課（早来庁舎）及び健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）に用意していますので、町ホームページをご覧になれない方は、総務課総務グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。  
※議会基本条例案については、町議会事務局（追分庁舎）及び住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）に用意していません。なお、お問い合わせは町議会事務局までお願いします。

例、外郭団体条例、以上の  
条例制定に向けて検討され  
ますことを提言します。ま  
た、まちづくり基本条例の  
制定に伴い、行政手続条例  
情報公開条例、個人情報保  
護条例、環境基本条例、緑  
化条例の精査を要請します。

【回答】  
貴重なご意見ありがとうございます。ご意見を参考にしながら、法制上の基本原則をもとに、条例案の理念を変えずに条文を全体的に簡潔に整理させていただきます。関連する条例等については、町民参画推進条例・町民自治推進委員会条例・住民投票条例を、基本条例と同時に提案できるように準備を進めるとともに、その他の関連する条例等の検討についても随時行っていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

# 役場職員等の給与実態について

平成 24 年度の役場職員等の給与や手当、勤務状況などについて、「安平町人事行政の運営などの状況の公表に関する条例」に基づき公表します。詳しくは総務課総務グループ（☎2511）までお問い合わせください。紙面の関係上掲載しきれなかった項目は、町ホームページをご覧ください。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

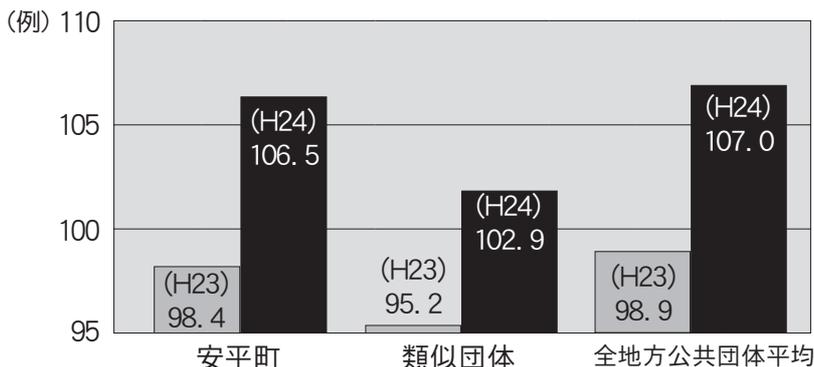
区分	住民基本台帳 (24 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A ( ) 内前年度
24 年度	8,673 人	7,147,559 千円	101,925 千円	1,334,450 千円	18.67% (18.75%)

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A ( ) 内は類似団体 23 年度数値
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24 年度	148 人	556,005 千円	94,670 千円	201,740 千円	852,415 千円	5,759 千円 (5,694 千円)

- 注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。  
 2 職員数は、24 年 4 月 1 日現在の普通会計から給与を支出する職員数（特別職・再任用職員を含んだ全体数）です。  
 3 給与費支出額においては、すべて支給した手当額の合計です。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- 注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体とは、安平町と産業構造等類似団体のラスパイレス指数を記載したものです。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円
最高号給の給料月額	243,700 円	307,800 円	354,700 円	388,300 円	400,600 円	422,600 円

注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 ( ) 内は国ベース
一般行政職	安平町	41.8 歳	322,062 円 371,812 円 (345,412 円)
	北海道	45.4 歳	332,232 円 339,324 円 (376,339 円)
	国	42.8 歳	304,944 円 372,906 円 (372,906 円)
	類似団体	43.0 歳	317,283 円 358,424 円 (347,483 円)
技能労務職	該当者なし		

- 注) 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

### (2) 職員の初任給の状況

区分	安平町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	159,285 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	129,592 円	140,100 円

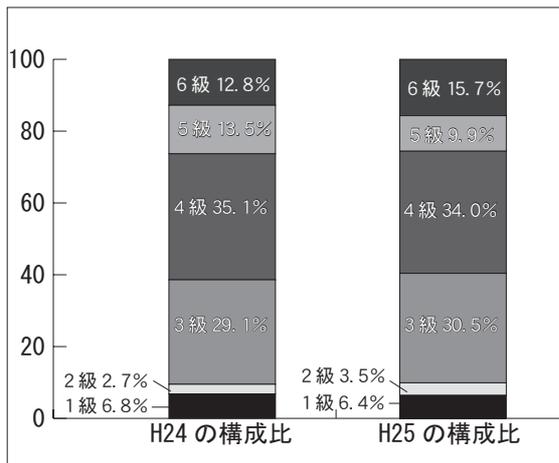
### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数		
		10 年	15 年	20 年
一般行政職	大学卒	246,200 円	299,400 円	349,700 円
	高校卒	191,200 円	254,500 円	317,100 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、室長、事務局長、会計管理者及び参事の職務	22 人	15.7%
5 級	課長補佐の職務	14 人	9.9%
4 級	主幹の職務並びに特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査	48 人	34.0%
3 級	主査(主査保健師、主査保育士及び主査教諭を含む。以下同じ。)及びこれらと同等のものとして町長が認める職務	43 人	30.5%
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5 人	3.5%
1 級	定型的な業務を行う職務	9 人	6.4%



(注) 1 安平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給期間短縮の状況

普通昇給期間を短縮して昇給した職員はありません。

#### 5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成 24 年度実績）

	安平町	北海道	国
1 人当たり平均支給額	1,414 千円	—	—
支給割合	期末手当	2.60 月分	同左
	勤勉手当	1.35 月分	同左
職制上の段階、職務の級等による加算措置	役職加算 5～10%	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	同左

(2) 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	安平町（支給率）		国（支給率）
	自己都合	勸奨・定年	
勤続 20 年	23.03 月分	30.87 月分	は定年自己都合・勸奨・ 左記の各支給月数 と同率です。
勤続 25 年	32.83 月分	38.96 月分	
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		

(3) 地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	支給実績	支給職員			支給率
		一人当たり平均支給年額	対象者数	対象地域	
24 年度	92 千円	92 千円	1 名	札幌市	3%

(4) 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	手当の数	支給実績	支給職員	
			一人当たり平均支給年額	職員全体に対する割合
24 年度	7 種類	241 千円	16,200 円	13.5%

手当の名称	主な支給対象業務	左記の支給単価
税務等手当	税の徴収（税外を含む。）の督励に従事した職員。	日額 300 円
	滞納処分（税外を含む。）に従事した職員	日額 700 円
移送業務手当	精神病患者又は寝たきり老人の移送業務に従事した職員	日額 300 円
死病人処理手当	死病人の処理作業に従事した職員	1 回 3,000 円
感染症防疫等業務	感染症の防疫等の作業（感染症が発生するおそれがある場合に係る当該作業を含む。）に従事した職員	1 日 1,500 円
畜犬・死亡獣畜等処理手当	畜犬・死亡獣畜等の処理作業に従事した職員	1 日 1,000 円
火葬等業務手当	火葬業務に従事した職員	1 体 10,000 円
家畜伝染病処理手当	家畜の伝染病予防、検査又は消毒業務に従事した職員	日額 500 円

(5) 時間外勤務手当

	支給実績	職員一人当たりの平均支給年額
平成 24 年度	14,475 千円	237 千円

※ 1,000 円未満は切り上げしています。

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)	国との 制度比較
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②22歳未満の子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳未満の弟妹 ⑤重度心身障害者 ⑥特定扶養加算 5,000円 ⑦配偶者のない場合、その内1人は11,000円 ※②～⑤までは 6,500円×人数	千円 19,887	円 209,337	国と同じ
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える額を支払っている職員	9,000	230,769	〃
通勤手当	①通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例している職員 ②通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 自動車等の使用距離 2km以上5km未満 月額 2,000円 5km以上10km未満 月額 4,100円 10km以上15km未満 月額 6,500円 15km以上20km未満 月額 8,900円 20km以上25km未満 月額 11,300円	4,269	69,983	〃
地域手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。月額、給料及び扶養手当の月額に100分の3を乗じた額	92	91,503	〃
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間に対して100分の125から150までの範囲内で支給	14,475	237,295	〃
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して100分の135から160までの範囲内において支給			
宿日直手当	勤務1回につき4,200円常直的な宿直勤務にあつては、月額21,000円（現在、職員による宿直は行っていません。）	0	0	〃
管理職手当	課長職・・・月額 62,300円 参事職・・・月額 51,900円 補佐職・・・月額 31,700円	19,755	506,538	〃
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	272	19,428	〃
寒冷地手当	毎年10月から翌年2月までの各月の初日において在勤する職員のうち規則で定める職員に支給する。 世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円	14,982	102,616	〃
子ども手当 (児童手当)	0歳から15歳未満の子どものを養育しているとき ・3歳未満の子ども1人につき月額15,000円 ・3歳以上中学生以下の子ども1人につき月額10,000円	12,020	207,241	〃
・平均支給年額については、該当人数を割り小数点以下は切り捨てています。				

## 6 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

	給料月額など			期末手当
	( )内は減額措置前額	(参考)類似団体の状況		24年度支給割合
町長	給料	665,000円 (700,000円)	最高 807,500円 最低 363,200円	3.95月分
副町長		570,000円 (600,000円)	最高 670,100円 最低 365,000円	
教育長		532,000円 (560,000円)	最高 — 最低 —	
議長	報酬	250,000円	最高 364,000円 最低 220,000円	3.95月分
副議長		200,000円	最高 285,000円 最低 168,100円	
議員		176,000円	最高 263,000円 最低 135,800円	
算定方式				支給時期
町長	退職手当	給与月額×483/100×勤続年数		任期毎
副町長		給与月額×305/100×勤続年数		任期毎
教育長		給与月額×267/100×勤続年数		任期毎

## 7 職員数の状況

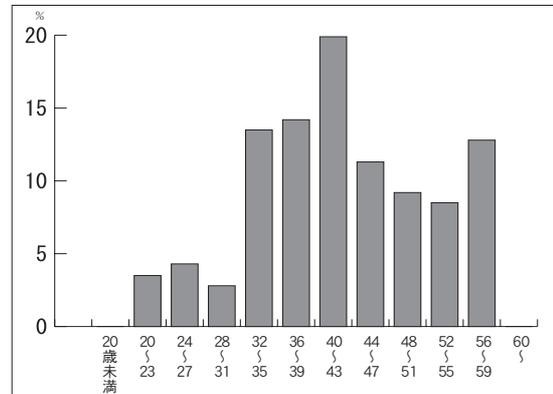
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

		職員数（一般職）		対前年 増減数	主な増減理由
		24年	25年		
普通会計部門	一般行政部門	100	95	△5	退職不補充による 安平町 10.9人 類似団体 12.2人
	教育部門	28	26	△2	
	議会部門	2	2	0	
	農業委員会	2	2	0	
	小計	132	125	△7	安平町 14.4人 類似団体 15.0人
営企業等 会計部門	水道	6	6	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	5	5	0	
	小計	16	16	0	
合計		148	141	△7	安平町 16.2人
( ) 内条例定数		(157)	(157)		

参考 人口1,000人当たり職員数

### (2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数（人）	0	5	6	4	19	20	28	16	13	12	18	0	141



## 8 職員の勤務時間その他勤務条件（平成25年4月1日現在）

### (1) 勤務時間

	始業時間	終業時間	休憩時間
基本勤務	8時30分	17時15分	12時00分～ 13時00分

### (2) 休暇

有休の種類	年次有給休暇・病気休暇・特別休暇
有休の付与日数	年間20日間（繰越可能 限度40日間）

## 9 職員の分限処分及び懲戒処分（平成24年度実績）

### (1) 分限処分

処分の種類	処分事由	人数
降任	職に必要な適格性の欠如	0人
休職	心身の故障	3人

### (2) 懲戒処分

区分	処分人数
免職	0人
停職	0人
戒告	0人

## 10 服務（平成25年4月1日現在）

職員服務の基本	地方公務員法の規定を遵守しています。 ①法令・職務上の命令に従う義務 ②信用失墜行為の禁止など
職務専念義務免除	次の場合職員の職務免除が承認されます。 ①研修を受ける②免許の更新など

## 11 研修の状況（平成24年度実績）

区分	研修内容	参加人数
施設研修	胆振町村会主催研修・道市町村研修センター研修・市町村アカデミー主催研修	31名
グループ研修	まちづくり基本条例制定に向けたプロジェクト研修（先進地視察研修ほか）	0名
職場内研修	人事評価制度・コミュニケーション能力指導・OJT・部下指導研修	167名

※のべ人数

## 12 福祉及び利益の保護の状況

（平成24年度実績）

区分	受診状況
健康診断	総合健診100名・一般健診35名

## 13 競争試験及び選考の状況

（平成24年度実績）

職区分	採用者数	試験の状況		
		管内共同試験	1次面接	2次面接
一般事務職	大卒 2名	17名	8名	4名

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、9 月定例町議会に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により公表します。

# 平成 24 年度 安平町財政健全化比率及び 資金不足比率の公表

問合せ 企画財政課財政グループ ☎ 2751

## I. 健全化判断比率

健全化判断比率については、4 指標とも早期健全化基準を下回り、健全な水準となっています。

4 指標	安平町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- (-)	15%	20%
②連結実質赤字比率	- (-)	20%	30%
③実質公債費比率	12.2% (13.4%)	25%	35%
④将来負担比率	89.4% (110.6%)	350%	
( ) 内は前年度数値			

①実質赤字比率については、一般会計において 1 億 193 万円の黒字であり、実質赤字は生じていないことから該当しません。

②連結実質赤字比率については、国民健康保険事業特別会計ほか二つの公営事業会計で実質赤字は生じていないうえ、簡易水道事業特別会計ほか一つの公営企業会計においても資金不足は生じていないことから、連結実質赤字比率は黒字になっており該当しません。

③実質公債費比率は、前年度の 13.4% から 1.2% 改善しています。

④将来負担比率については、前年度の 110.6% から 21.2% 改善しており、早期健全化基準の 350.0% を大幅に下回っているため問題はありません。

## II. 資金不足比率

資金不足比率についても、各特別会計ともに実質収支は黒字であり、資金不足を生じた公営企業はありません。

公営企業会計名	安 平 町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	- (-)	20%
公共下水道事業特別会計	- (-)	20%

## III. 健全化判断比率及び資金不足比率とは

<p><b>実質赤字比率</b> 福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計の赤字額を町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。</p>	<p>毎年 4 月に始まり 3 月に終わる町の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳出に対して歳入が不足し、赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消するには、翌年度の歳入を充てる繰上充用や、翌年度に支払を延ばす支払繰延などがあり、実質収支は赤字となります。赤字額を翌年度において、歳入確保又は歳出削減ができれば、更に赤字額が累積していくことになります。</p>
<p><b>連結実質赤字比率</b> すべての会計の赤字と黒字を合算して、町全体の赤字の程度を把握するため、町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての財政運営悪化の度合いを示します。</p>	<p>地方公共団体の会計は、一般会計の他に料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。 一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況は良いとは言えません。例えば、水道料金を財源として独立採算で行っている水道事業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。</p>

<b>実質公債費比率</b> 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度(危険度)を示します。	一般会計の借入金や公営企業等ほかの特別会計の借入金に対しての一般会計から繰り出す経費、また、近隣町との組合により整備したゴミ処理関係施設に係る負担金なども一般会計の負担となります。こうした借入金、負担金を合算し、一般財源の標準的な規模と比較して指標化したもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、一般会計の資金繰りが危険な状態になります。
<b>将来負担比率</b> 一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の内、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。	一般会計が将来支払っていく負債には、町の長期借入金残高のほか、公営企業など他会計の借入金残高のうち、一般会計が負担するもの、また、一部事務組合に係る借入金のうち、町の負担分などがあります。こうした現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したもので、この比率が高い場合、財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。
<b>資金不足比率</b> 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。	公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなります。

#### IV. 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、国民健康保険事業特別会計が赤字となりましたが、一般会計及び5特別会計の実質収支は黒字決算となったことから算定できません。

	単年度実質公債費比率	H 24 実質公債費比率	H 23 実質公債費比率
平成 21 年度	15.2	12.2 (3 か年平均)	13.4 (3 か年平均)
平成 22 年度	13.0		
平成 23 年度	12.3		
平成 24 年度	11.3		

##### (1) 実質公債費比率

前年度と比較すると1.2%減少していますが、改善の要因は、公債費に準ずる債務負担行為の支出額の減少によるものです。実質公債費比率は、表のとおり年々減少しています。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金が国の許可を要することから、さらに改善することを目指しています。

平成19年度から認められた繰上償還の補償金免除制度の活用や国庫補助事業町負担分の償還金の繰上償還等で、利子分の削減と併せて実質公債費比率を下げています。

##### (2) 将来負担比率

前年度の110.6%と比較すると21.2%改善し89.4%となりました。早期健全化基準は350%であることから、「安全ライン」にあると言えます。平成24年度は学校給食センター建設などの大型事業があり、借入金の額は、平成23年度と比較すると約6千万円増の9億6,127万円となっています。平成23年度末の借入金残高99億983万円が、平成24年度末では100億9,979万円と1億8,996万円増えましたが、その借入金には過疎債や合併特例債といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成23年度の87億4,806万円より7億1,978万円増の94億6,784万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成24年度決算時で約35億円であり、単年度の標準財政規模46億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は1市町村ではどうしようもないほど変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の前年度並みの交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

##### ※用語解説

- 合併特例債とは、市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では平成32年度まで借り入れることができ、借入の7割が交付税措置されます。
- 過疎債とは、過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の7割が交付税措置されます。

# 安平町平和大使 広島平和記念式典へ テーマ「世界の平和を作るためには」



旧追分町時代から続く広島平和記念式典派遣事業は今年で25回目。

町内の小中学校を代表して6名の平和大使が、8月6日に開催された「平成25年度広島平和記念式典」に出席しました。

安平町平和教育マスターの井森みゆきさんや各学校の児童生徒たちが作成した千羽鶴の束を託されて2泊3日の広島研修に向かったのは8月5日。

事前学習では、平和を考える機会を充実したものにしようとして、「平和」というキーワードからテーマを「世界の平和をつくるためには」に決定。一人ひとりが課題を考え、自主学習を踏まえて式典に臨みました。

## 8月5日 出発の日

朝7時、追分公民館で行われた出発式において千羽鶴を託され、広島へ向かって安平町を出発。

広島についてから、早速千羽鶴を納めに「平和記念公園」へ。原爆の子の像付近には、国内外各地から送られた千羽

鶴が納められていました。その後、原爆ドームや広島城を見学しました。

## 8月6日 平和記念式典

朝から気温が高く、水分補給をしながらの参列。

献花をした後は、碑めぐりガイドの方と合流し記念碑めぐり。戦争の怖さを語り次ぐ語り部の方からお話を聞いたほか、「平和の鐘」を鳴らした後、平和記念資料館を見学したり、夜はとうろう流しをしたりと、平和への祈りをより強くした一日となりました。

## 8月7日 北海道へ

2泊3日の研修もいよいよ最終日。北海道へ帰る日となりました。

平和記念式典の参列、被爆者や二世との出会い、間近で見た原爆ドームや記念碑。6名の大使の心に残ったものは…。

帰町してからも事後研修が行われ、安平町平和祈念式典の報告会に臨みました。

6名の平和大使が、広島で感じたこと、自分ができるところをまとめた作文を紹介しています。(紙面の都合上、文面を割愛しています。)

戦争を二度と起こさないためには

### 追分小学校6年 時崎稜士

僕は世界の平和をつくるためには、戦争はなぜ起こるのか?について知ることが大事だと考え、戦争の起こる理由ということテーマとして取り組みました。

広島に行き、石碑やお墓

を見たり、被爆者や被爆二世の方々から家族の話や原爆が落ちた時の当時の様子などを聞いて感じたのは、「戦争ってこんなに恐かったんだな」「今の日本の時代に生まれて良かった」ということです。

僕は、「原爆はこんなに恐ろしいんだ」「原爆はこれほどまでに人を苦しめるものなんだ」ということを強く

広島に行つて感じたこと

### 早来小学校6年 川崎達也

自己テーマは「原子爆弾について」と戦争の怖さを知るとしました。広島に行く日まで本やテレビで原爆のことについて調べたり、家族で話し合い、広島に行きました。

広島についてまず「原爆の子の像」に行つて、早来小学校の皆で作った千羽鶴を納めました。そこにはものすごく沢山の千羽鶴が納められていて日本中の人達が平和を願っているのだと感じました。原爆ドームは、テレビや写真で見るとよりひどくこわれていて原爆の威力のすさまじさを感じ、とても恐ろしいと思いました。

感じました。だからこそ、もう二度と、落としたり、作つたりしたらだめなんだということを伝えたいです。

最後に自分が一番言いたいことは、世界のいくつかの国や地域において、いまだに戦争をしているということです。日本から見たら、あまり影響はないので、世界は平和だと思っていました。世界からみたら、またまた平和とは



確実に言えないと思います。

だから、まず核兵器を排除して、外国の人とどんなことでもいから交流を深めていけば、もしかしたら戦争がなくなるんじゃないかなと思います。

平和記念式典会場には、僕達のような子どもや外国の人達も沢山来ていて、世界の多くの人々が平和を望んでいるのを感じました。特に、子ども代表の竹内君と中森さんの「平和への誓い」が印象的でした。



「平和とは安心して生活できること。」

平和とはみんなが幸せを感じることに。平和は、私達自らがつくりだすもの。大切なのは、私たち一人ひとりの行動なのです。さあ一緒に平和をつくりましょう。大切なバトンをつなぐために。」

僕はこの平和のバトンをつなぐ一人になりたいと強く思いました。



# 9月のできごと

「安平町まち・あいステーション ラピア」オープン

9月2日、デマンドバスのバス待合所を兼ねたラピアがオープン。式典で瀧町長は、「街中ににぎわいを取り戻すきっかけになってほしい」とあいさつ。

デマンドバスの待ち時間、買物の拠点や休憩、お友達とおしゃべりの場など、に利用できます。

(※利用団体の登録は、企画財政課(☎2751)、またはラピアへ。(☎2733))



## 特救隊 野営で訓練実施

胆振東部消防組合特別救助隊が安平支署を拠点に、9月10日から11日と12日から13日に1班ずつ野営訓練を実施。同組合では、東日本大震災時の緊急救助隊として職員を派遣、その教訓と経験を生かすためにも昨年度から取組んでいます。さまざまな事案を想定した夜間の救出訓練や道路寸断を想定した移動訓練は、日中の救助よりも注意が必要とされています。



## 之乃屋が麦チエン

安平町内でも6割が生産されている小麦「きたほなみ」100%を使ったうどんが完成。手打ちうどん店「之乃屋」が店頭での提供を開始。

9月11日、関係者などを招き行われた試食会で「改良を重ね、1年かけてやっと皆さんに提供できるものができた。」とあいさつし、讃岐うどんの食感を残したいたための苦労を語りました。

冷たいもの、温かいもの、どちらも美味しく高評価で、ますます地産地消への意欲が高まりそうです。



## 役場は何をするところ？

はやきた子ども園のすてっぷ組の園児たちが「安平町をよく知ろう」と早来市街地にある商店や銀行などを見学しながら回るスタンプラリーを実施。

9月12日には、役場早来庁舎を見学しました。見学中には、「なんのお仕事しているの?」と質問をする場面も見られました。

見学を終えた後はスタンプを貰った園児はご満悦で、最後は庁舎をバックに記念撮影も行いました。



## 北海道肉用牛共進会

9月15日、ホルスタイン共進会場(早来新栄)で第30回北海道肉用牛共進会が開催されました。

例年開催している十勝管内の会場が改修中のため、安平町では初めての開催。

生産者の愛情を沢山受け成長した肉牛150頭が道内各地から集まりました。

町内から出品された肉牛では、有限会社中道農場の「ひさまる号」が第8部門黒毛和種父系群で一等一席を獲得しました。



写真は、中道農場が第7部門に出品した黒毛和種経産「れな号」

## 安平町を広めよう

遠浅小学校の5、6年生17名が安平町ふるさと教育・学社融合事業の一環として「安平町を広めよう」を実施。

9月18日、北海道クラシックゴルフクラブと5月にオープンしたばかりのペンションノースゲートインアピラ（遠浅）を見学した、熱心な子ども記者は、「工夫していることはなんですか」などと積極的に情報収集を行っていました。

今後は、質問などで得た情報をまとめ、安平町ホームページで公開する予定です。



## せいこドームで

### 3度目の共演

9月22日、せいこドームロビーを会場に、社会人バンドと早来中吹奏楽部のコンサートが開催されました。

第一部では、苦小牧で活動しているブルーサウンドによる「ザ・昭和」的なサウンドが響き、来場した中高年の青春を呼び起こしていたようです。第二部に登場した早来中吹奏楽部はアニメから演歌、Jポップまでジャンルを広げて演奏。来場者から惜しみなく拍手が送られました。



## ますますお元気で

9月22日、今年度中に100歳となられる4名の方に内閣総理大臣からの祝状が贈られました。安平町内には100歳を超える方が11名となり、しかも全てが女性です。うち5名の方が在宅で、お元気に暮らしているとのこと。

戦中、戦後の激動の時代を過ごされてきた皆さんにとって、長生きしてこれたのも家族の皆さんの支えがあつてこそ。そして、自分の歯でしっかり食べることが健康と長寿の秘訣。いつまでも元気でいてほしいと願っています。

## ふれあい体験記

### 〜おいしい講習会編〜

9月8日に、NPO法人ココ・カラが開催する「おいしい講習会」のパン講座に参加してきました。

参加するまでは男性の参加者がいるのか気になりましたが、参加割合は女性が多いものの男性の参加者もしっかりといました。

肝心のパン作りは：ロールパンの成型は良かったもののおから入りチーズパンは成型方法に一工夫があり悪戦苦闘。

しかし、グループの人と相談しながら進むことができ何とか成功。写真のとおり綺麗に焼きあがりました。

パンのほかにガスパチヨ作り。夏野菜たっぷりの爽やかな冷製スープが完成しました。

パンとスープが完成した後は参加者全員で実食。気持ちよこめて作った手作り料理は、おいしさも倍増。食も会話も弾みました。

食事の後は、パン作りには欠かせない「小麦粉」の勉強を講師を招いて開催。作って食べて終わる講習会

も良いですが、そこに勉強が加わることでより充実している講習会に思えました♪





スポーツの秋。  
 保育園の運動会やプールフェスティバル、  
 陸上記録会が開催されました。  
 町内の子どもたちの頑張っている姿・友  
 だちと仲良く楽しんでいるを紹介します♪

追分保育園



## —第8回安平町小中学校陸上記録会—

9月21日（早来中学校陸上競技場）

町内の小中学生90名が参加した陸上記録会では、8つの大会記録  
 が誕生しました。本大会における最優秀賞受賞者は、下表のとおり  
 です。



学年	男子	女子
小学1年	五十嵐 青哉（遠小）	池本 美空（早小）
2年	高原 陸（追小）	徳家 葵（早小）
3年	岸川 求（遠小）	吉本 裕香（早小）
4年	浜田 壘（追小）	工藤 和奏（追小）
5年	種田 智己（追小）	澤井 智里（遠小）
6年	佐藤 瑠信（早小）	田代 奈々（遠小）
中学生	柳谷 一輝（追中）	土屋 瑠奈（早中）



—平成25年度プールフェスティバル—  
9月23日（せいこドーム温水プール）

泳ぐのが大好きな園児から小学生が集まったプールフェスティバル。4つの種目で大会記録が誕生しました。



大会新記録

種目	名前
25 mクロール小学4年男子	畠山 和輝（早小）
25 m平泳ぎ 小学4年男子	畠山 和輝（早小）
25 m背泳ぎ 小学4年男子	畠山 和輝（早小）
100 mリレー小学生男女混成	追分小学校チーム

# あびら 回顧録

## ～昭和46年10月編

できごと テレビ「8時だヨ!全員集合」が視聴率50%／沖縄返還協定調印／環境庁発足  
 世相 Tシャツとジーパンスタイル定着／爆弾事件続発  
 歌 知床旅情(加藤登紀子)／17才(南沙織)／翼をください(赤い鳥)  
 テレビ 時代劇忠臣蔵／野生の王国／仮面ライダー／天才バカボン  
 映画 戦争と人間第二部／屋根の上のバイオリン弾き／男はつらいよ 寅次郎恋歌

**おいわけ**

10月  
昭和46年  
181号

SL 学生風景

ある日の午後、中学一年生員で機関区～西保機関車をスタッフに行つた。  
 機関車は、暑い日ざしの中にずつしう重くレールにのしかかっていた。それはオモテ感をきながら過去の思い出を背負うようにして私達の乗るのを待っているようだった。  
 スタッフをしながら、蒸気とずつと熱く赤く、働きだつた機関車が、寿命でもないのに、二、三年のうちにオモテになるのかと驚きとあつた感じがこみあげてきた。  
 そして力強くスタッフした。  
 追分中一年 小 語 真 澄

いつまでも  
お元気で!  
—敬老会—

九月十五日福祉センター、町長のあいさつあり、追分町主催の敬老会が行われ、追分町長が出席し、お祝いの言葉を述べられた。敬老会は、追分町長が主催し、追分町民が参加する。追分町長は、追分町民の健康と幸福を願う。追分町長は、追分町民の健康と幸福を願う。追分町長は、追分町民の健康と幸福を願う。

↑町が主催の「敬老会」。この年75歳以上の方は150名で人口の3%未満でした。ちなみに現在は追分地区全体の20%となっています。

↓5種類の公認を受けたばかりの追分中学校陸上競技場において、女子400メートルリレーの全道記録が誕生しました。

追分中学校陸上競技場  
女子400メートルリレーの全道記録誕生

昭和46年10月広報おいわけ  
 同年9月末人口 5,727人 (男2,801人/女2,926人)

道楽

よい親・よい子を育てるために  
 早来町PTA研究会

↑早来町PTA連合会が開催され、130名の会員が集まりました。子の育て方、親の育て方について熱心な討議が行われました。

←当時掲載されていた4コマ漫画です。寒くなるこれからの季節、同じような光景が見られるご家庭があるかもしれませんね。

あひら

第156号

ただ今校舎新築中。  
 北進高台に建築中の早来総合中学校々舎 (第1期工事)

昭和46年  
10月

開拓の精神をうけつぎ、永久に栄える理想の町をつくりましょう

早来町民 重 重

昭和46年10月広報はやきた  
 同年9月末人口 6,609人 (男3,287人/女3,322人)

◀このページに関するお問い合わせは総務課情報グループ(☎2511)まで

# こんにちは 保健師です

早来庁舎住民生活課住民サービスグループ保健師の編田です。

業務の内容は、高齢者の支援等を行う安平町地域包括早来相談センター業務、介護認定の申請をされた方の訪問調査や介護予防事業を主に担当し、妊娠届出時の母子手帳交付、乳幼児、成人保健、福祉医療、介護等の窓口相談・支援について、健康福祉課担当者と連携を図りながら仕事をしています。

私こと、毎年冬になると一度は転倒し、体力的なダメージを受けることもあることから筋肉トレーニングの必要を感じウオーキングを楽しむようになりました。

先日は、東大雪の道ウオーキングに参加し旧国鉄土幌線

コンクリートアーチ橋梁群を見ながら雨上がりの森林の中を歩く機会があり、とても気持ちが良いかったです。町民の皆さんとお話をしながら健康・体力づくりをお手伝いできたらと考えています。

今回は、私の主な業務である「安平町地域包括支援センター」についてご紹介します。同センターは、町内に2か所設置されていることをご存知ですか？

## 地域包括支援センターとは

これは平成18年介護保険法の改正時に各市町村で設置されました。介護に関するだけでなく、高齢者が安心して住み慣れた安平町で暮らせるように、できるだけ介護が必要な状態にならないよう、地域の社会資源（老人クラブ参加や運動教室・プール利用等）を活用して自立生活の支援と皆さんの悩みや心配事（介護・健康・医療・福祉等）の全体を見通して対応し高齢者や家族を支援する機関です。

## こんな業務をしています

### ①総合相談・支援

高齢者や家族、近隣に暮らす方の相談に応じて、介護保険や福祉のサービスについてさまざまな制度や地域の資源を活用して総合的な支援を行いますので、介護・健康・福祉・医療など何でもご相談ください。



### ②予防マネジメント

支援や介護が必要となる可能性のある方や自立している方などは、町が主催する介護予防事業が利用でき、自分らしく自立して生活ができるように支援します。

支援や介護が必要となる可能性のある方には、介護を必要とする原因や予防方法を学び、元気なうちから実践・予防する取組みの「元気ピンピン教室」、自立している方には「腰しゃんしゃん教室」を開催しています。

生涯自分の足で歩き続けるため、外に出かける機会とし



さんが持つ様々な権利を守る取り組みをしています。

### ④ケアマネージャー等への支援

介護サービスプランを作成するケアマネージャー（介護支援専門員）さんからの相談を受け、助言・地域の中でのネットワークづくりを行っています。

## 気軽に相談ください♪

介護保険や福祉サービス、健康等に関することをどこに相談していいかわからないと聞くことがあります。例えば、どんな運動教室があるの、介護サービスを利用したいが、どうすれば良いのか。認知症の親の対応について等困った時は一人で抱え込まず、ぜひ、地域包括支援センターにご相談ください。

## 問合せ

安平町地域包括支援センター  
☎254555  
早来相談センター  
☎22940

# 旧富岡小学校の利活用に伴う 民間事業者等の募集について

安平町では平成24年3月に閉校となった旧富岡小学校の校舎等を有効に利活用し、地域の振興発展が期待できる事業を展開するために、校舎等の利活用に意欲のある民間事業者等を募集しています。



## 土地概要

地目	学校用地
地番	北海道勇払郡安平町早来富岡 224 番 1
地積	20,853 m <sup>2</sup> (グラウンド含む)
区域区分	市街化調整区域

## 施設概要

施設名称	構造	階数	延床面積	建築年月	新耐震
校舎	R C 造	2 階建	1,038 m <sup>2</sup>	昭和 54 年 3 月	
教員住宅 A	C B 造	平屋建	57 m <sup>2</sup>	昭和 48 年 3 月	
教員住宅 B	木造	平屋建	68 m <sup>2</sup>	平成 3 年 12 月	○
教員住宅 C	木造	平屋建	68 m <sup>2</sup>	平成 3 年 12 月	○
教員住宅 D	C B 造	平屋建	57 m <sup>2</sup>	昭和 50 年 11 月	
教員住宅 E	木造	平屋建	93 m <sup>2</sup>	平成 13 年 10 月	○
教員住宅 F	C B 造	2 階建	82 m <sup>2</sup>	昭和 48 年 12 月	

### ■応募資格

どなたでも応募できます。  
(法人・任意団体・個人を問いません)

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ① 税に滞納があること
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等、及び構成員等が所属する法人や任意団体
- ③ 宗教活動、政治活動を行う利用
- ④ 公の秩序に反するおそれのある用途での利用

### ■利用対象施設

校舎・グラウンド・旧教員住宅

※敷地内の屋内運動場は利活用公募対象外の施設です。

### ■立地場所及び留意事項

① 当該地は、「市街化調整区域」であり、都市計画法上、建築行為等の制限があります。

ただし、一定の条件のもとで可能な場合があります。詳細はお問合せください。  
② 本物件は、災害時における避難所・避難場所に指定されています。

③ 本物件は、緊急時におけるドクターヘリ離着陸場所に指定されています。

④ 本物件に設置されている門柱・記念碑・立木等は現状のままとすること。

### ■提出書類

応募申請書、事業計画書等  
※企画財政課企画グループ(早来庁舎)、健康福祉課住民サービスグループ(追分庁舎)に備付け。町ホームページからも入手できます。

### ■募集期間

平成26年3月31日(月)まで

### ■提出方法

持参もしくは郵送

条件等の募集詳細については、町ホームページ (<http://www.town.abira.lg.jp/>) をご覧いただくか、下記までお問合せください。

問合せ 企画財政課企画グループ  
☎ 2751

# インフルエンザの予防接種が実施されます

インフルエンザは普通の風邪と同じように喉の痛みや鼻水、咳などの症状も見られますが、38度以上の発熱や頭痛、関節痛、筋肉痛など全身症状が現れ重症化します。

これからの流行が予測される季節に向けて、発病予防や重症化予防に有効とされる予防接種が始まりますが、その接種の判断は、あくまでもご本人の意思と責任で接種を希望する場合のみ実施しますので、受診前に配布される説明書や医師の説明をよくお聞きのうえ接種してください。

なお、町では次の方を対象に予防接種料金の助成事業を実施します。

【助成期間】 平成25年10月1日から平成25年12月31日までに接種したものに限りです。

対象者 接種日現在の年齢	助成額	
	半額（※注）	全額（年齢要件に合わせた助成）
65歳以上	全員 (接種料金の2分の1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の1級2級の該当者（3級は一部のみ該当）</li> <li>・介護保険法第8条第24項に定める介護保険（福祉）施設入所者</li> <li>・じん臓機能障害者、特定疾患等通院交通費の助成要件の者</li> <li>・障害者自立支援法による自立支援医療を受けている者、または障害福祉サービス事業を行う施設に通所する者</li> <li>・生活保護世帯の方</li> </ul> （対象者でも医療機関では接種料金の半額は支払ってください）
60歳～64歳	次の要件の身体障害者1級該当者のみ（全額助成対象者となります） ・心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害者（対象者でも医療機関では一旦全額を支払ってください）	

※注）町外の医療機関で接種した場合は、町内の助成最高額が限度額となりますのでご注意ください。

	実施医療機関	接種方法	助成申請の必要の有無	
			半額対象者	全額対象者
町内	医療法人 同和会 追分菊池病院（☎⑤ 2531） 医療法人社団 廣仁会 追分診療所（☎⑤ 3710） 医療法人社団 誠医会 早来医院（☎② 3800） 医療法人社団 畑山医院（☎② 2250）	事前手続き不要 ただし、事前に医療機関の実施日や時間帯の確認をお勧めします。	申請不要 ・65歳以上の方が医療機関の窓口でお支払いいただくのは接種料金半額のみとなります ・年齢確認、住所確認のため、医療機関に健康保険証などをお持ちください。	申請必要 ・領収書 ・印鑑 ・全額助成の要件を確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、受給者証など）
町外	その他の医療機関	事前手続き必要 接種を受ける前に必ず役場から接種依頼書の交付を受けてください。 （接種医療機関名を明らかにして、印鑑をお持ちください）	申請必要 （申請方法は町内の全額対象者と同じです）	

※町外接種の方及び全額助成対象者は平成26年3月末までに申請手続きを行ってください。

## インフルエンザ予防接種を受けるための注意事項

- ①接種する際、重篤な急性疾患にかかっていたり、明らかに発熱がある人は接種できません。
- ②接種する前に医師の問診を受けた結果、接種は不相当と医師が判断した場合は接種できません。
- ③過去に予防接種をした際に体調に異常があった方やアレルギー体質の方、妊娠の可能性のある方など、体調に不安のある方は接種の前に必ず医師にご相談ください。
- ④接種後は医師の指示に従い、接種した場所を清潔に保ち激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

手続き・申請 健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎）・住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）  
 問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎⑤ 2425

# 10月21日（月）～27日（日）は秋の行政相談週間

全国に配置されている行政相談委員が、行政相談所を開設し地域住民からの相談を受付・処理します。また、合同行政相談懇談会では、行政相談委員が、自治会・商工会等地域の各種団体の代表者との意見交換、苦情や意見・要望を受け付けます。

安平町では、次のとおり開催します。

相談会など	日時	場所	相談員・参加予定機関など
1日合同行政相談所開設	10月21日（月） 10時～15時	ぬくもりセンター 多目的情報会議室	総務省行政相談委員 追分地区 平野秀樹
	<p>【相談内容】年金(国民・厚生等・各種遺族年金)、税金、借金(多重債務)・サラ金等、健康保険、道路・河川、登記、社会福祉、各種行政サービスほか</p> <p><b>無料・秘密厳守・予約不要</b> 地区別開催ではなく、安平町1日合同行政相談所として開設しますので、お気軽にご相談ください。</p>		
第47回合同行政相談懇談会	10月23日（水） 13時30分～	町民センター3階 中集会室	行政評価局、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所、室蘭建設管理部苫小牧出張所、苫小牧警察署、JR追分駅、NTT東日本、早来雪だるま郵便局、胆振東部消防組合安平支署、道立追分高等学校、安平町小中学校長会、安平・厚真行政事務組合・安平町
全道一斉すずらん無料法律相談会	10月24日（木） 17時～20時	町民センター2階 会議室	北海道弁護士会連合会 むらやま たつや 邨山達哉弁護士（むらやま法律事務所）
	<p>—相談料無料— <b>【要予約】</b> 予約電話番号 ☎ 0144 - 31 - 4750</p> <p>法律問題でお困りの方はぜひご相談を。 ※十分な相談時間を確保するため、可能な限り事前に相談内容をご連絡ください。</p>		
	<p>【相談内容】離婚、相続、交通事故、不動産、消費者問題など</p>		

## 「こいあんくん」から

**【意見】** ①せいこドーム行きバスを利用しています。ドームに自転車を設置していただけないでしょうか。町に行く人もあります。実現するようお願いいたします。

②午前中1本と午後1本と増便してください。せいこドームバスを運行しているなら、増便できると町民としては考えます。厚真バスを運行させるかせいこドームバスを増便するか、10月広報に返答をお待ちしています。

③もう一度、提案します。せいこドームバスを利用しています。行くときは良いですが、帰る時間があります。財政厳しいのは分かりますが、時間見直ししてください。（9月提案・匿名）

**【回答】** いつもせいこドームをご利用いただきありがとうございます。せいこドームバスは、せいこドーム利用者が乗車利用できるバスのことですが、当バス運行にあたっては、安平・遠浅プールの廃止にあわせた代替策であること、そして、せいこドーム利用促進を目的に運行しているバスとなっています。そのため、提案いただいた「せいこドーム」への自転車設置については、現在のところ考えておりません。

また、せいこドームバスの運行時刻や運行本数については、

〔町内公共交通機関に関するお問い合わせ先〕  
企画財政課 ☎ 2751

**【意見】** 早来駅の出口が道路脇の草で見にくく危険

**【回答】** ご指摘ありがとうございます。9月13日の午後に除草作業を実施しました。  
【お問い合わせ先】まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎ 22514

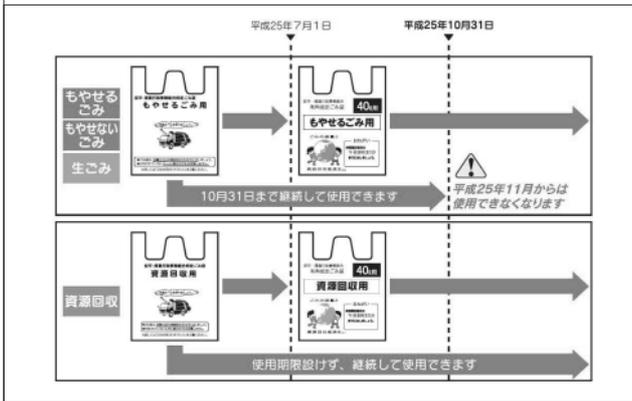
千葉県在住の方より以下のご意見をいただきましたのでご紹介させていただきます。  
**【意見】** 「雪だるまと特別住民のアイデアについて」  
ニュースで拝見しました。雪だるま特別住民のアイデア素晴らしいです。応援メッセージを自分のフェイスブックへ投稿しました。多くのスキーヤーが貴町へ来訪されることを心から願います。



お知らせ

# 旧袋をごみステーションに出せる 期間が間もなく終了します！

6月まで販売していた旧袋の「もやせるごみ」「もやせないごみ」「生ごみ」については、11月1日（金）以降は、ごみステーションに出すことはできません。



## 旧袋の使用期限

- もやせるごみ → 10月29日（火）で終了
- もやせないごみ → 10月19日（土）で終了
- 生ごみ → 10月31日（木）で終了

※旧袋が余った場合は、自己搬入や自宅で活用しましょう。

※資源回収袋（透明）は、引き続き使用できます。

## せん定枝について



せん定枝は、コルクボードなどにリサイクルされます。

その中に、草やとうもろこし、菊の幹などが混ざるとリサイクルができなくなるため、せん定枝をステーションに出す場合は、木以外のものは混ぜないでください。

※11月までは毎週月曜日・木曜日に収集します。12月から3月は、もえるごみの袋で縛り、「もえるごみ」として火曜日に出してください。（詳しくは『分別ガイドブック』をご確認ください。）

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 3151・住民生活課 ☎ 2940



## 平成 25 年度住宅・土地統計調査 ご協力ありがとうございます

この調査は、平成25年10月1日を基準として、全国から350万世帯を抽出し実施しており、安平町でも約200世帯が調査対象として選ばれています。調査対象となった方につきましては、お忙しいところご協力ありがとうございます。



なお、調査結果は国、道又は町における住宅建設計画やさまざまなまちづくり施策などを決めるための重要な基礎資料として利用されます。

総務省統計局・北海道・安平町

プールの利用時間（滞在時間）等を勘案して設定しており、増便等の変更予定はございません。お困りの内容について具体的にお聞かせいただきたいので、教育委員会へご連絡ください。民間バス会社の運行本数については、今後も民間バス会社と協議は行っていますが、現状の乗車実態では増便は難しく、町内で運行されている民間バス、鉄道、デマンドバス、民間タクシーなど様々な交通機関を組み合わせた利用の検討をお願い致します。

【せいこドームバスに関するお問い合わせ先】  
教育委員会 ☎ 2083

住民提案意見箱（ていあんくん）には、町民の皆さんからたくさんのご意見やご提言が寄せられています。無記名・匿名による、ご意見などに対する町の回答や考え方は広報あびらで紹介していますので、回答の内容がご意見の主旨にそぐわない場合は、担当までお問い合わせください。

■ ていあんくんにに関するお問い合わせは、総務課情報グループ（☎ 2511）まで

秋と言えば「スポーツの秋」「芸術の秋」・・・

11月30日までは、

# 生涯学習フェスティバル

期間中の学習機会を一挙ご紹介いたします。

## 【生涯学習フェスティバル】

町の生涯学習活動を象徴する行事をこの期間に実施し、その中で町民の皆さんの“ふれあい・学びあい・交流”を広め、生涯学習の振興を図っていくことを目的としています。町や各種団体が実行委員会を構成し、協働して実施しています。  
(実行委員会事務局:教育委員会社会教育グループ)

### どんぐり祭り (第6回)

「早來のシンボルどんぐりの大木のお祭りです」

大木が見てきた町の歴史の紹介やイベント「馬鉄を辿ろう」の報告コーナーのほか、歴史体験「大木を切ってみよう!」では、紙で作った大木とノコギリで伐採の雰囲気味わうコーナーもあります。

「まちの歴史を知るチャンス!子どもから大人まで楽しめるイベントです。」

日時: 10月9日(水) 10時~17時30分

10月10日(木) 10時~16時

会場: 早來研修センター(役場早來庁舎向かい)

主管: 土の会 川内(☎22-2100)



### 追分ひまわりコーラスコンサート

日時: 10月12日(土) 14時00分開演

会場: 追分公民館ロビー

曲目: なつかしい歌(蘇州夜曲、浜辺のうた ほか)、  
こころにひびく歌、みなさんで歌いましょう  
(ドレミのうた ほか)

主管: 追分ひまわりコーラス  
(谷口 ☎25-3036)



### 第8回秋季体育協会長杯 町民ゲートボール大会

日時: 10月10日(木) 9時~

会場: 多目的スポーツセンター

主管: 安平町ゲートボール協会

(大橋 ☎26-6658)



### 赤ずきんのおはなしこうみんかん 2013

きょうのおやつはなにがおいしい?

おいしいおはなしめしあがれ!

日時: 10月19日(土) 10時~11時30分

会場: 追分公民館

主管: ブックスタート読み聞かせ

ボランティア「赤ずきん」

(岩佐 ☎25-3087)



### 秋の安平山に登ろう!

紅葉狩りを兼ねて安平山に登ります!

日時: 10月20日(日)

8時~

場所: 花園若草会館

申込: 不要

主管: 若草地区体力づくり振興会

(秦野 ☎25-3427)



## 町民卓球大会

日時：10月27日（日）  
10時～14時  
会場：追分中学校体育館  
主管：追分卓球同好会  
(大内 ☎25-3601)



## 町立小学校学芸会・学習発表会

追分小学校 10月12日（土）  
遠浅小学校 10月13日（日）  
早来小学校 10月20日（日）  
安平小学校 10月27日（日）



## 町立子ども園・幼稚園・保育園

追分幼稚園おゆうぎ会 12月1日（日）  
旭保育園発表会 12月7日（土）  
はやきた子ども園生活発表会 12月7日（土）

## 安平6時間スイム&ウォーキングリレー

日時：11月24日（日） 10時～16時  
会場：せいこドーム温水プール  
内容：泳ぐコースと歩くコースがあります。  
体力や時間に合わせてお好きな距離を泳いで歩いてください。  
費用：参加無料（入館料はかかります）  
問合せ：安平町スイミングクラブ事務局  
(佐藤 ☎22-3656)



## 各地区文化祭・芸能発表会

### 【文化祭・文化展】

追分総合文化祭（会場：追分公民館）  
10月27日（日）～11月3日（日）  
※作品募集10月20日（日）まで  
安平地区（会場：安平公民館）  
10月27日（日）  
早来地区（会場：早来公民館）  
11月2日（土）～11月3日（日）  
遠浅地区（会場：遠浅公民館）  
11月2日（土）～11月3日（日）

### 【芸能発表会】

追分地区  
（会場：追分公民館）  
11月3日（日）  
早来地区  
（会場：早来公民館）  
11月17日（日）



## 第13回コンサートインはやきた

安平町のほか近隣町で活動している合唱団、音楽家、生徒によるコンサートです。

日時：11月30日（土）13時30分開演  
会場：早来公民館  
主管：実行委員会  
(佐藤 ☎25-3988)



## アイヌ紋様刺繍作品展

アイヌ伝統の紋様刺繍の入った作品を展示します。  
日時：11月5日（火）～30日（土）  
会場：追分公民館  
主管：アイヌ民族文化伝承保存会（板狩 ☎25-3698）



11月30日まで開催中

# 保険料は20歳から60歳になるまでの 40年間納めます

国民年金に  
加入する方へ

## こんなときは届出を

### 自営業の方 (第1号被保険者)



こんなとき	届出先	変更後の種別
会社員になった	勤務先	第2号被保険者
会社員と結婚し、扶養されるようになった	配偶者の勤務先	第3号被保険者

### 会社員の方 (第2号被保険者)



こんなとき	届出先	変更後の種別
退職した	役場	第1号被保険者
退職し、すぐに再就職した	新しい勤務先	第2号被保険者
会社員と結婚し、扶養されるようになった	配偶者の勤務先	第3号被保険者

### 会社員に扶養されている方 (第3号被保険者)



こんなとき	届出先	変更後の種別
年収が130万円以上になった	役場	第1号被保険者
配偶者が退職して自営業等になった	役場	第1号被保険者
会社員になった	勤務先	第2号被保険者

## 納め方いろいろ

平成25年度の国民年金保険料は 月額15,040円です

納付書(現金)で納付(各種金融機関、コンビニなど)

口座振替、クレジットカード、インターネット等による電子納付(手続きが必要です。)

まとめ払いをすると、割引が適用されます

将来受け取る年金額を増やしたい方は…

### 付加保険料を納める

付加保険料額は、月額400円です。

国民年金保険料を納付する際に、あわせて付加保険料を納めると、年金を受給するときに上乗せの付加年金を受け取ることができます。

### 追納制度で納める

国民年金保険料の免除期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます。

### 任意加入制度で納める

老齢基礎年金(65歳から受給)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めな

ければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳までの間も国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができま

『ねんきんネット』サービスでは、国民年金や厚生年金などの年金加入記録が確認できます。

ねんきんネット 検索

役場国民年金窓口でも確認できます。

問合せ

住民生活課住民サービスグループ ☎ 2940

# 平成25年度（10～3月分）

## 苫小牧保健所事業のお知らせ

詳細はお問い合わせください。

問合せ 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室  
 (苫小牧保健所) ☎ 011 - 34 - 4168  
 (苫小牧市若草町2丁目2-21)

事業名		相談日	対象	内容	担当課・係	
各種相談	総合保健相談	毎週月～金曜日 随時受付	地域住民	保健、医療、福祉などの相談 受付、サービスの情報提供	企画総務課主査 (保健推進)	
	医療相談	毎週月～金曜日 随時受付	地域住民	医療に関する相談、苦情受付 担当機関の紹介	同上 (医療業務・地域医療)	
	女性の健康相談	(定期相談) 毎月19日 要予約	地域住民	妊娠、出産、子育てに関する こと、性感染症、思春期や更 年期の心や身体の変化に伴う 不適應についてなど、女性の ライフサイクルに対応	健康推進課主査 (子育て支援・相談)	
		(随時相談) 毎週月～金曜日				
	こころの健康相談	(定期相談) 精神保健相談	偶数月 第1木曜日 奇数月 第1火曜日 要予約	地域住民	こころの病気・思春期の不適 応(不登校やひきこもりなど) について、専門医や保健師な ごによる相談  ※定期相談は、精神科医師又は保 健師が対応します。 ※随時相談は、保健師が電話、来 所に対応します。	同課精神保健福祉 係及び主査 (子育て支援・相談)
		(定期相談) 思春期精神保健相談	偶数月 第2月曜日 奇数月 第2木曜日 要予約	地域住民		
随時相談		随時受付	地域住民			

検査名 所要時間	検査日 予約の有無	対象	内容
肝炎ウイルス検査 所要時間：約90分	10/8、11/5、12/10、 1/14、2/4、3/4 要予約	希望者	費用 原則無料(健康診断等は有料) 方法 問診及び採血 内容 HBs抗原及びHCV抗体検査 ※結果により二次検査実施。感染者には医療機関を 紹介します。
骨髄バンク登録 所要時間：15～30分	時間 13時～14時 10/8・22、11/5・19、 12/10・25、1/14・28、 2/4・18、3/4・18 要予約	希望者	費用 無料 方法 問診及び採血 条件 18歳以上54歳以下 男性45kg以上/女性40kg以上の方 ※療養中また服薬中の方はドナー登録ができません。
HTLV-1抗体検査 所要時間：約30分	時間 9時～11時30分 10/8、11/5、12/10、 1/14、2/4、3/4 要予約(検査日の2日前まで)	これまでに 抗体検査を 受けていな い方	費用 無料 方法 問診及び採血 内容 HTLV-1抗体検査 ※結果は20日後
HIV抗体検査 (エイズ相談) 所要時間：検査告知ま で約90分	10/8・9・22、11/5・6・19 12/10・11・25、1/14・15・28 2/4・5・18、3/4・5・18 要予約(検査日の16時まで受付)	希望者	費用 無料 方法 問診及び採血 内容 匿名によるHIV抗体検査(即日) ※結果により2次検査実施 申込み専用電話 0144 ☎ 7474

# お知らせ

## 平成26年度就学予定児童「就学時健康診断」

平成26年度に小学校へ入学される方の健康診断を次のとおり実施します。保護者の方または保護者に代わる方がお付き添いのうえ受診してください。

なお、対象者のご家庭には、10月4日に案内文書を郵送しています。10月中旬までにお手元に届かない場合は、下記にお問い合わせください。

### 対象者

平成26年度就学予定者（平成19年4月2日～平成20年4月1日に生まれた方）

### 日程・受診会場

・早来地区 10月23日（水）  
 会場 早来小学校（右記対象者のうち安平小学校・遠浅小学校・早来小学校就学予定者）

・追分地区 10月24日（木）

会場 追分小学校（右記対象者のうち追分小学校就学予定者）

※指定された日程・受診会場

で受診できない場合はご連絡ください。

時間（両会場同じ）

受付 13時～13時15分

※16時終了予定

内容 視力検査、聴力検査、

知能検査、身長・体重計測、

内科検診、歯科検診

問合せ

教育委員会学校教育グループ

☎2083

### 里親制度をご存知ですか

さまざまな事情で家庭で生活できない子どもたちを自分の家庭に迎え入れ養育するものが「里親制度」です。

養育に適した環境に住まわれ、子どもへの理解と愛情・養育に対する熱意のある方を求めています。

里親になりたい方、制度や要件などについて詳しく知りたい方は、左記にお問い合わせください。

問合せ

室蘭児童相談所

☎014344152

教育委員会子育て支援グループ

☎2083

### 子宮がん検診を

実施します

次のとおり、子宮がん検診を実施しますので、受診を希望される方は期日までにお申し込みください。

検診料金・免除要件

左表のとおり

※自己負担額は当日徴収

検診日

11月29日（金）

会場・時間

・保健センター 8時30分～

・ぬくもりセンター

12時30分～

申込期限

10月28日（月）

その他 左表の免除要件①から④に該当する方は、当日受給者証などをお持ちください。申込み電話

健康福祉課健康推進グループ

☎2425

※お申込みは電話で受け付けません。お電話のおかけ間違いのないようお願いいたします。

### 検診料金

検診項目	年齢要件	自己負担額
子宮がん検診	20歳以上の女性	1,000円
経膈超音波検診		200円

注）平成24年度受診者は、今回受診することができません（クーポン券を使用した場合は除く）。

### 免除の要件

- ①安平町重度心身障害者及びひとり親家庭などの医療受給資格をお持ちの方
  - ②特定疾患医療受給者証をお持ちの方
  - ③自立支援医療受給者証をお持ちの方
  - ④障害福祉サービスのうち、就労支援を受けている方（福祉サービス受給者証）
  - ⑤検診当日において満70歳以上の方
  - ⑥生活保護法による被保護世帯の方
  - ⑦平成25年度町民税非課税世帯の方
- ※①から④に該当する方は受給者証が必要

### 北海道最低賃金が改定されます

最低賃金額 時間額 743円

効力発生年月日 平成25年10月18日

北海道内の事業者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等）に適用されます。

厚生労働省・北海道労働局・労働基準監督署

問合せ 苫小牧労働基準監督署 ☎0144-33-7396

### 貸金業に関する苦情・相談は専用フリーダイヤルをご利用ください

北海道では、フリーダイヤルを設置し、貸金業に関する苦情や相談を受け付けています。

毎週月・金（祝祭日を除く）

10時～12時／13時～16時

フリーダイヤル 0120-1-78372

北海道環境生活部消費者安全化課

ほっとぬくもり健康倶楽部  
親子ジャンプ☆ファミリー  
元気な親子集まれ教室

お子さんとお父さん・お母さんが一緒に楽しめる運動教室を行います。明るく楽しい運動指導士の先生と一緒に、体を動かしてみませんか？  
血管年齢や自律神経測定もできますので、日ごろの健康の振り返りやお子さんとのふれあいの時間として、ぜひご参加ください。

**日程** 10月27日(日)  
9時～12時頃予定  
**受付** 9時～9時30分  
**場所** 早来町民センター  
**内容** 親子運動教室・講話  
※希望者は、血管年齢・自律神経測定も行えます。  
**対象** 就学前までのお子さん  
と保護者の方(お子さんのお兄ちゃん・お姉ちゃんも大歓迎です)  
※託児も用意しています。  
**申込期限** 10月23日(水)  
**問合せ** 健康福祉課健康推進グループ ☎ 2425

幼児フッ化物塗布のお知らせ

次のとおりフッ化物塗布を行います。下記日程表から都合の良い日時を選び、必ず予約をしてください。

日程・時間・会場

実施日	会場	受付時間
11月6日(水) 7日(木)	ぬくもりセンター	13:30～14:00 14:00～14:30 14:30～15:00 15:00～15:30 (定員 各20名)
11月15日(金)	保健センター	9:00～9:30 9:30～10:00 10:00～10:30 10:30～11:00 13:30～14:00 14:00～15:00 15:00～15:30 (定員 各20名) (定員 25名)

※各受付時間の定員になり次第その受付時間の予約は終了します。

**対象** 満1歳～就学前の児  
(1歳未満でも歯が8本以上生えていれば可)  
**申込期間** 10月7日(月)～29日(火)  
**持ち物** 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ、フェイスタオル  
**問合せ・申込み**  
健康福祉課健康推進グループ ☎ 2425

申込不要

苦小牧調停協会からのお知らせ  
次のとおり無料調停相談会を開催します。  
交通事故、公害、土地建物、金銭、離婚、遺産相続の問題などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

**とき** 10月16日(水) 10時～18時  
**ところ** 苦小牧市民活動センター  
(苦小牧市若草町3丁目3-8)  
**問合せ** 苦小牧調停協会 ☎ 0144-32-3295  
(札幌地方裁判所苦小牧支部)

東胆振精神保健協会主催  
『心のアート展 2013』

精神的な病気や障がいを抱えた方が、制作した作品を展示します。  
(第1回目)  
**とき** 10月19日(土)・20日(日) 9時～19時  
**ところ** イオンモール苦小牧1階ウエストコート内  
(第2回目)  
**とき** 11月5日(火)～8日(金) 9時～18時  
**ところ** 苦小牧信用金庫本店2階フロア

入場無料

2013 東胆振精神保健大会  
～心にふれるひととき～をテーマに東胆振精神保健大会を開催します。  
**とき** 11月16日(土) 13時～  
**ところ** 苦小牧市民会館小ホール  
**内容** 東胆振精神保健事業功労者感謝状贈呈、「心のアート展 2013」表彰式・アトラクション、講演  
**申込み・問合せ** 東胆振精神保健協会事務局  
☎ 0144-34-4168 (苦小牧保健所内)

広告欄

あなたの悩みに  
すべての相談の相談料が  
**無料**になりました。

相談予約ダイヤル **0144-35-8373**  
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

コタエを出します

札幌弁護士会 苦小牧法律相談センター

広告欄

一人で悩みを抱えずに、お気軽にご相談下さい。

**むらやま法律事務所**

相談内容/借金・過払金請求・労働問題・離婚・相続・交通事故 その他  
**借金・過払金請求に関する相談は無料**

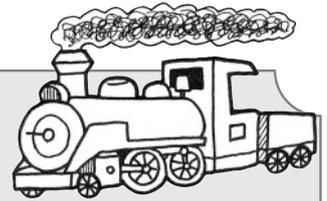
弁護士 邨山(むらやま) 達哉

**TEL 0144-31-4750**

受付時間 月～金/9:30～17:00(予約制) ※祝日は除きます  
苦小牧 むらやま 検索 1 (詳しくはHPをご覧ください)

3階 むらやま法律事務所  
苦小牧駅 北口ビル  
Alba苦小牧  
王子製紙

## 栄光の蒸気機関車が走ります！



実車「D51 - 320 号機」の圧縮空気による自力走行の公開、現役さながらの迫力ある汽笛を鳴らします！

「D51 - 241 号機」(1/4 スケール) の車両走行公開、「C62 - 1 号機」(1/10 スケール) の乗車走行も行います。ぜひ、ご来館ください。

**日 時** 10月14日(祝) 13時～15時 ※会館時間内に限り、SL 走行と汽笛を鳴らします。

**場 所** 安平町鉄道資料館

**協 力** 安平町追分 SL 保存協会

**問合せ** 安平町教育委員会 ☎ 2083

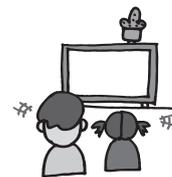
当日は、SL の汽笛が非常に大きな音で鳴ります。近隣住民の皆さんにはご理解とご協力をお願いします。

## HTB データ放送、10月のトピックス

町では、北海道テレビ株式会社 (HTB) と連携し、デジタルテレビのデータ放送を通じて、町からのお知らせやイベント、身近な情報を配信中です。安平町の旬の話題をご覧ください。

※インターネットに接続すると、より詳しい情報を観ることができます。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511



10月のトピックス
第6回どんぐりまつり開催
インフルエンザ予防接種助成を行います
特産品を紹介します
ラビアからのお知らせ

今回の更新は 10月20日

※テレビのチャンネルをHTBに合わせ、dボタンを押し、データ放送画面からご覧ください。

### ～定時チャイム放送時間変更のお知らせ～

各小学校において児童の帰宅時間が統一されたことにより、10月から2月の定時チャイム放送時間が次のとおり変更となりましたのでお知らせします。皆様のご理解とご協力をお願いします。

**定時チャイム放送時間 (全ての放送設備) 10月～2月 16時**

## 苫小牧市医師会休日当番実施医療機関

(診療時間 9時～17時)

10月 (内科)	10月 (外科)
13日 稲岡 内科 小児科 北光町2 ☎ 72 5141	13日 同樹会 苫小牧病院 新中野町3 ☎ 36 1221
14日 加藤胃腸科内科クリニック 緑町2 ☎ 35 2125	14日 江夏泌尿器科医院 木場町2 ☎ 33 3855
20日 滝上循環器科内科クリニック 泉町2 ☎ 37 8011	20日 苫小牧日翔病院 矢代町2 ☎ 72 7000
27日 いまい内科クリニック 双葉町1 ☎ 37 8686	27日 三上外科整形外科 元中野町3 ☎ 33 7815
11月 (内科)	11月 (外科)
3日 苫小牧東病院 明野新町5 ☎ 55 8811	3日 勤医協 苫小牧病院 見山町1 ☎ 72 3151
4日 とまこまいこどもクリニック 住吉町1 ☎ 33 1050	4日 苫小牧泌尿器科 循環器内科 明野新町2 ☎ 57 0455
10日 横山内科消化器科 川沿町4 ☎ 74 0011	10日 同樹会 苫小牧病院 新中野町3 ☎ 36 1221



### 苫小牧夜間休日急病センター

(苫小牧市旭町2丁目) ☎ 35 0001

○科目 内科、小児科

○診療時間 平日：19時～翌朝7時 土曜：14時～翌朝7時

日曜・祝日、年末年始(12/31～1/3)：9時～翌朝7時



# 元気に 大きくな～れ!



倉宗純也くんとお母さんの恵さん  
(早来大町)



中村咲希ちゃん  
お母さんの美幸さん  
(遠浅)



三橋若菜ちゃん  
お母さんの啓子さん  
(追分本町)

## CHILD & MOTHER

※広報紙に掲載した写真を無料で提供していますので、ご希望の方は総務課情報グループ (☎2511) へご連絡ください。  
なお、第三者の方へは提供できませんので、ご了承ください。

### 編集後記

一気に気温が下がり、吐く息が白くなる日が多くなってきましたね。気温の変化から体調には十分注意しましょう。

「旬のものを食べると寿命が伸びる」などと聞きます。旬の食材を食べ、適度な運動で体を動かし、健康な体作りをしながら秋を楽しめのも良いですね。

あっといいう間に過ぎ去る秋を楽しみましょう。(K)  
日の入りが早くなりました。9月末まで夕方5時に流れていたチャイムは、10月からは夕方4時に流れます。子どもたちの安全を守るためにもご協力ください。  
さて、10月ですね。秋の夜長は読書でもしてリラックスしたいところですが、私はというと、もっぱら冷えと凝りの対策にお風呂を優先。凝り固まった体をほぐすのに毎日悪戦苦闘しています。(K)

発行

安平町 企画編集／総務課情報グループ

☎05911595

勇払郡安平町早来大町95番地 (☎01452511)